

事業名称等	新規就農総合支援事業	
歳入科目	15 款 2 項 5 目	新規就農総合支援事業費補助金
歳出科目	6 款 1 項 3 目	事業番号 2456 19 青年就農給付金
根拠法令	伊予市青年就農給付金給付要綱 他	

1 事業目的

就農初期で経営が不安定な時期における青年就農者に対し給付金を支給することで、地域農業の今後の中心となる青年就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

2 補助金額・期間

- 年間最大 150 万円(夫婦は 225 万円)

H27 年 2 月 3 日までに承認申請のあったもの：一律 150 万円
H27 年 2 月 3 日以降に承認申請のあったもので経営開始 1 年目の場合：一律 150 万円
H27 年 2 月 3 日以降に承認申請のあったもので経営開始 2 年目以降の場合：(350 万円－給付金を除く前年の総所得)×3/5
※給付金を除く前年の総所得が 100 万円未満の場合は一律 150 万円

- 経営開始(5 要件のうち 1 要件を満たした時期)から最長 5 年間

3 補助対象者(次の要件を全て満たすこと)

- 「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられた者又は農地中間管理機構から農地を借り受けた者
- 独立・自営時の年齢が 45 歳未満の者(経営継承の場合は、農業に従事してから 5 年以内に農業経営を開始し、かつ経営発展に向けた取組を別途行う者)
- 青年等就農計画の認定を受けている者(認定新規就農者)

4 支給額(見込)推移

単位：千円

No	氏名	年 度								計
		24	25	26	27	28	29	30	31	
1		750	1,500	1,500	1,500	750				6,000
4			750	750 休止	1,500 再開	1,500	1,500	750		6,750
5			750	1,500	1,500	1,500	1,500	750		7,500
6			1,125	2,250	2,250	2,250	2,250	1,125		11,250
7			750	1,500	1,500	1,500	1,500	750		7,500
8				750	1,500	1,500	1,500	1,500	750	7,500
9				750	1,500	1,500	1,500	1,500	750	7,500
10				750	1,500	1,500	1,500	1,500	750	7,500
11				750	1,500	1,500	1,500	1,500	750	7,500
12				750	1,500	1,500	1,500	1,500	750	7,500
計		3,000	9,375	13,312.5	15,750	15,000	14,250	10,875	3,750	85,312.5
返 還						▲375				▲375

※返還：H27 年 6 月 19 日～8 月 5 日拘留のため H28 年度に 3 ヶ月分(125 千円×3)返還予定

※給付対象期間の開始時期が 4～6 月の 4・5・6(5, 250 千円)についてのみ、当初予算で計上

年齢：H27. 4. 1 現在

No	住 所	農 地	面積(m <sup>2</sup> )	年齢	主な作目
1	砥部町	上野	12,675	40	ナス、ニンジン 他
2	上吾川	上吾川	5,237	36・38	露地野菜、温州 他
3	森	上・下三谷、上吾川	13,163	42・42	レモン、柚子 他
4	双海町	双海町	6,506	29	キュウ、温室みかん
5	下唐川	上・下唐川	9,561	34	キュウ、温州、不知火ワ 他
6	上吾川	上吾川	8,584	44・44	水稲、露地野菜 他
7	上野	宮下	2,066	37	トマト、ハーブ類 他
8	松前町	市場	7,394	38	高設イチゴ、水稲
9	双海町	双海町	10,313	36	不知火、伊予柑、甘平 他
10	双海町	双海町	7,356	37	キュウ、紅まどんな
11	上三谷	上三谷	6,120	40	紅まどんな、甘平、ボンカン
12	下三谷	下三谷	16,780	32	水稲、麦、大豆

## 5 事業費・財源内訳

	歳 出		15,000,000 円
歳入	財源内訳	区 分	県費(国費)
		補 助 率	10 割
		金 額	15,000,000 円